

青森市産官学連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 青森市高等教育機関の活性化の促進と魅力あるまちづくりのため、産官学がプラットフォームを形成し一体となって取り組む必要があることから、青森市内高等教育連携機関、青森市及び青森商工会議所による産官学連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- 一 基本方針の策定に関する事
- 二 中長期計画の策定に関する事
- 三 基本方針及び中長期計画の実行に関する事
- 四 その他必要な事項

(組織)

第3条 連絡会議は次に掲げる関係機関の長により組織する。

- 一 高等教育機関関係 青森大学 青森中央学院大学 青森中央短期大学
青森明の星短期大学 青森公立大学 青森県立保健大学
- 二 行政関係 青森市
- 三 経済関係 青森商工会議所

- 2 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 連絡会議の会議は会長が招集し、年2回開催する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、第3条に掲げる高等教育連携機関に置く。

- 2 前項にかかわらず、当分の間、事務局は青森明の星短期大学に置く。

附 則

この要綱は、平成29年10月24日から施行する。